

平成 27 年 12 月 吉日

各 位

 三重県経営者協会

会長 岡本 直之

中部三県連携事業

特許法（職務発明）セミナー開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の運営に多大なるご協力とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特許法（職務発明）セミナーを下記の通り開催致します。

『講座の狙い・目的』

「特許は知っているが、当社には関係ない。」そう思っていないですか。ひとたび紛争になれば、自社の製品やサービスの供給が止まりかねず、経済的にも重大な影響が出かねないのが知的財産紛争です。そんな紛争は、大手の製造業だけの問題ではありません。また、従業員の発明（職務発明）を巡って、会社と従業員が争う事例も少なくありません（青色発光ダイオードについて会社に 200 億円の支払いを命じた判決は有名です）。知的財産に関する体制の整備は全ての会社にとって重要かつ必要なものです。

この講座では、「特許法の入門」というべき知識を身に付けていただくのに加え、本年成立した改正特許法の「職務発明」の規定に関して各企業がとるべき対応を知っていただくのが目的です。

特許についてこれまであまりご興味を持っていらっしゃらない方も含め、是非この機会に関係各位のご参加をお待ちしております。

敬具

記

- 日 時 平成 28 年 1 月 22 日（金） 13:30～16:00
- 会 場 四日市商工会議所 3 階 中会議室（近鉄四日市駅下車徒歩 7 分）
四日市市諏訪町 2 番 5 号 TEL 059-352-8191
- 内 容 **[講演内容]**
①特許法入門

（他社から突然警告書を受け取った、共同研究相手と発明の取り扱いについて契約をすることになった、競業他社が自社の製品を真似している。これらに正しく対応するためには、まずは、特許とは何かを知っておく必要があります。特許とは何か、どのような制度か、会社の体制として何が必要か、具体的にレクチャーします。）

②職務発明規定の整備

(従業員がした発明を会社として出願したい。しかし、下手をすると従業員と会社で紛争になり、会社に対して多額の金銭を支払えという判決が出たこともあるらしい。では、どうすればよいか。予め、職務発明についての社内規定を整備するとして、具体的にどうすればよいのか。本年の特許法改正を踏まえ、裁判例や導入事例を基にレクチャーします。)

- ※ (1) 特許法の基礎から、実用的な知識まで幅広く解説します。
- ※ (2) 最新の判例、改正法、行政のガイドラインの知識をフォローアップします。
- ※ (3) 具体的な事例でどのように対応するのかを、参加頂いた皆様にも考えていただきながら進めます。
- ※ (4) 講座終了後に特許のほか商標や著作権も含め、知的財産全般について個別相談も無料で行います。

講師：岡 浩喜 氏 (楠井法律事務所 弁護士・弁理士)

※岡弁護士は、トヨタ自動車(株)知的財産部に企業内弁理士として勤務した後、弁護士になり、知的財産法務に携わっています。弁護士として特許侵害訴訟、職務発明対価請求訴訟、特許の審決と理系訴訟、商標権侵害訴訟等に携わり、職務発明に関する社内規定の整備にも携わっています。

- 4. 参加費 会員会社1名につき 5,000円 (愛知・岐阜・三重経協会員)
非会員会社1名につき10,000円
※振込先 百五銀行 本店 普通預金 12113 口座名 三重県経営者協会
- 5. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。
- 6. 定員 50名
- 7. 締切日 平成28年1月15日(金) ※但し定員になり次第締め切ります。

※聴講券は発行いたしません。

※既納の参加費は返却いたしませんので、ご都合の悪い場合は代理の方のご参加をお願いします。

----- キ----- リ----- ト----- リ----- セ----- シ -----

特許法セミナー申込書 (平成28年1月22日(金))

※請求書 (要 ・ 不要) 参加会費 () 名分 () 円也

会 社 名 _____

住 所 〒 _____

役職・お名前 _____

TEL _____



三重県経営者協会 〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3F

TEL 059-228-3557・3679 FAX 059-228-3710・3575